

公立鳥取環境大学大学院研究科小委員会規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学大学院研究科委員会規程第3条第2項の規定に基づき、公立鳥取環境大学大学院研究科小委員会（以下「小委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 小委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 領域主任
- (3) 学長が指名する各領域の教員1名
- (4) その他学長が必要と認めた者

(任期)

第3条 前条第3号及び第4号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 小委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

2 委員長は委員会の会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(定足数及び議決)

第5条 小委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

2 小委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第6条 小委員会は、研究科の次の事項について審議する。

- (1) 退学、休学その他学生の身分に関する事項
- (2) 学生の試験に関する事項
- (3) 学位に関する事項
- (4) その他学長又は研究科委員会から諮問された事項

(報告)

第7条 委員長は、前条に規定する審議事項の審議結果を学長に報告するものとする。

(構成員以外の出席)

第8条 研究科長は、必要があるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 小委員会の事務は、学務課が行う。

附 則
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第19号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第32号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。